

一般廃棄物処理業許可証

第27-18号許可

住 所 中川郡本別町上本別10番地3
有限会社 北海陸運
氏 名 代表取締役 小川 哲也 様

平成28年2月15日に変更申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第9条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の種類	収集運搬・処分の別	収集、運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	抜根、枝条、草木、ボサ、流木、事業系一般廃棄物
営業所の所在地及び名称		中川郡本別町上本別10番地 有限会社 北海陸運
許可期間		平成28年 3月28日から 平成30年 3月27日まで
許可の条件	一般廃棄物の収集を行うことのできる区域	新得町の一般廃棄物の処理区域内に限る。
	収集した廃棄物の搬入場所	中川郡本別町上本別10番地3 小川建設工業株式会社
その他		一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。

平成28年 2月17日

新得町長 浜田正利

